

防犯灯の維持管理等について

1 現状について

防犯灯の維持管理等については、平成26年11月に恵庭市と各町内会とで締結した『恵庭市防犯灯の管理に関する協定書』に基づき実施しており、費用負担区分は下記のとおり。

○ 恵庭市が負担するもの

- ・ 防犯灯の設置及び廃灯の費用および市内全域の防犯灯の計画的・一斉更新費用
- ・ 自然災害などにより一度に相当数の防犯灯がその機能を消失した場合の修繕費用
- ・ 防犯灯の電気料金

○ 町内会が負担するもの

- ・ 一斉更新までの間の維持費用（灯具の交換等）
- ・ 防犯灯設置のために設置した木柱、鋼管ポール等の交換及び移設費用

○ その他

- ・ 農村地区（東恵庭地区及び島松地区）に設置した防犯灯の維持管理費用は、恵庭市が一定額助成

2 今後（令和7年度～）の対応について

○ 維持管理

- ・ 本年度実施した『防犯灯交換状況調査』において、防犯灯1灯当たりの交換費用は25,000円～30,000円と高額であり、町内会における費用負担が大きい状況。

※ 恵庭市理事者と町内会・自治会長との懇談会においても要望あり。

防犯灯の交換費用は、市が負担する。

○ 木 柱

- ・ 令和5年度に町内会に対し木柱の調査を実施し、市内に90本弱の木柱を確認。
- ・ 1本当たりの撤去又は建替え費用が大きい（見積書：16.5万円（税込み））。

- ・ 危険性の高い木柱 : 市の負担で優先的に対応
- ・ その他の木柱 : 防犯灯一斉更新の時期にまとめて対応

3 今後のスケジュール

- ・ 町内会への周知及び協定書の見直しに係る意見聴取

※ 意見聴取は、現協定書第8条の規定によるもの。

- ・ 意見のとりまとめ及び協定書への反映
- ・ 全町内会との新たに協定書の締結（令和7年4月1日付け）